

千葉大学教育学部附属中学校 P T A 慶弔規程

第 1 条 この規程は、千葉大学教育学部附属中学校 P T A（以下本会という）会則第 24 条に基づき、本会の会員の慶弔慰藉について定める。

第 2 条 会員および生徒の死亡した場合の香料等については別表第 1 による。

第 3 条 会員および生徒の事故見舞金については別表第 2 による。

第 4 条 会員の現在居住する建物（その内部にあるものも含む）が火災その他の災害により被害を受けた場合の見舞金については、別表第 3 による。

ただし、大火、地震、台風により、会員の多数が同時に被災した場合については運営委員会の決定によりこれを行う。

第 5 条 この規程により本会から贈与をうけた場合は、これに対する返礼はいつさい行わないものとする。

第 6 条 この規程により本会が贈与を行う場合は、会長が代表して行う。

第 7 条 この規程の変更は総会の議決による。

附 則 本規程の実施に要する経費はについては、千葉大学教育学部附属中学校 P T A 会計よりこれを支出する。

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。

この規程（改正）は、昭和 62 年 4 月 1 日より実施する。

この規程（改正）は、平成 2 年 4 月 1 日より実施する。

この規程（改正）は、平成 12 年 4 月 1 日より実施する。

別表第 1 死亡香料金

贈与の対象	金 額
会員・生徒	3 万円

別表第 2 病氣見舞金

贈与の対象	金 額
会員・生徒 (学校内の事故により 1 週間以上の入院を必要とした場合)	5 千円

別表第 3 災害見舞金

贈与の対象	金 額
会 員	3 万円